がは連進プランステップ

臭績報告書

平成13~15年度
財政再建への取組みの軌跡

平成16年10月 八王子市

目 次

財政再建プランの目標と達成状況	2
1 3年間の取組と更なる健全化策の必要性	2
2 2つの前提条件	4
(1)減債基金の積立 (2)基金取崩しの抑制	
平成 13~15 年度の取組結果	7
歳出の適正化	
1 人件費	7
(1)給与費の推移 (2)職員数の推移 (3)退職者数の推移	
2 福祉施策の新たな展開	1
(1)高齢者施策 (2)障害者施策 (3)児童施策	
3 市債	13
(1)市債現在高 (2)市債発行額の上限設定 (3)公債費	
4 補助金	16
5 施設維持管理費	17
6 投資的事業	20
7 各特別会計の健全化	22
(1)国民健康保険事業 (2)下水道事業 (3)駐車場事業	
8 財政運営緊急対策による経費抑制	2
歳入の確保	
9 市税収入	28
(1)滞納解消対策本部の設置 (2)臨戸訪問の強化 (3)差押えの強化	
(4)口座振替による納付の促進	
10 滞納の解消(市税を除く)	3
(1)保育運営費(保育料) (2)市営住宅使用料	
(3)生活保護費弁償金(生活保護費の返納金) (4)国民健康保険税	
11 受益者負担の適正化	34
(1)使用料 (2)手数料	
12 未利用財産の有効活用	36
平成 13~15 年度の財政再建推進対策と同時並行・継続する対策	
1 「しくみと意識のステップアップ作戦(行財政改革大綱)」の取組	37
(1)15 年度推進状況(重点行動計画) (2)15 年度推進状況(個別行動計画)	
2 行財政改革大綱に掲げていない取組	40
参考資料 データ集	
決算額一覧表	44

財政再建プランの目標と達成状況

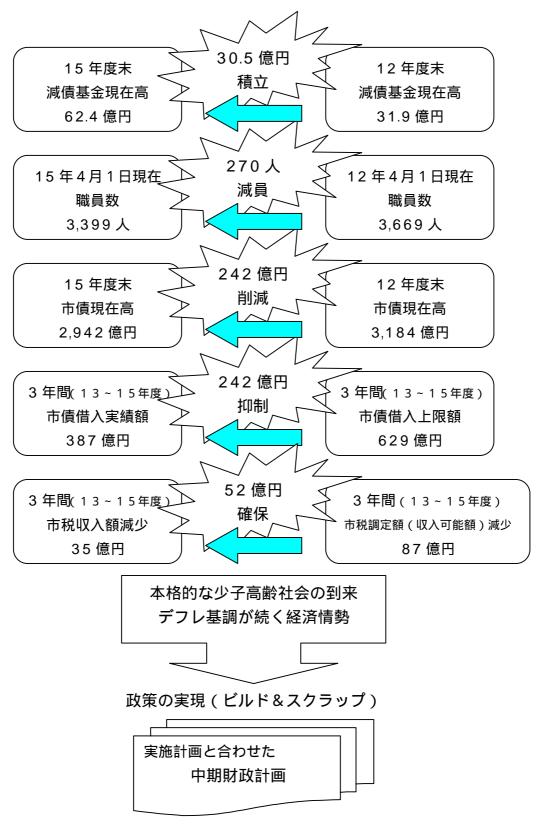
1 3年間の取組と更なる健全化策の必要性

平成 13 年 2 月、本市は 13~15 年度を期間とした「財政再建推進プラン」 (以下「プラン」という。)を策定しました。そこでは、財政再建の目的を『悪化状態にある財政の立て直しと財政改革を行い、市民サービス水準の安定的な確保を図る』こととしました。具体的には、16 年度に予定している減税補てん債 125 億円の一括償還への対応と、内部努力による歳出削減・歳入確保を図るため、「退職者の新規採用職員による補充は行わないこと」や「新たな市債借入れを当該年度公債費のうち元金相当額を上限とすること」といった条件を加えたうえで、それぞれの取組項目に数値目標を設定しました。

ここで、プラン策定当時の本市の財政状況を改めて概観しますと、次のとおりでした。市債の現在高は全会計で 3,200 億円に及ばんとし、財政の健全性を示す公債費比率は、既に危険水域(15%)を越えており、16%以上になることが間違いありませんでした。そして、13~15 年度の 3 年間の財政見通しでは、財源不足額が 227 億円となり、財政の弾力性を示す経常収支比率(75%が目安)は15 年度に 99.4%に達する見込みとなっていたところです。

3年間の取組結果のうち主なものは右の頁に記載したとおりです。また、個々の目標と取組結果は第2章以降で説明していきます。全体としてみれば、本市の財政健全化への取組は、プランに基づく対応により一定の成果があったと言えます。しかし、本格的な少子高齢社会の到来や依然としてデフレ基調が続く経済情勢のもと、16年度においても、市税収入が対前年度比で2.5ポイント減少と見込まれるなど、今後も財政運営は楽観すべき状況ではありません。実際に、17年度を初年度とする3年間の実施計画においても、当初の時点では各担当部署が必要とした経費を全て積み上げると350億円を超える財源の不足が見込まれました。

このため、今後も引き続き財政健全化に向けた新たな対策と、具体的な数値目標を示した取組が必要とされるところです。「行政改革」や「財政健全化」は、それ自体が目的ではなく「政策実現」のための基盤づくりであり、手段です。そうした中で、今後の取組の視点としては、行政と市民の役割を明確に捉え、事業の選択・選別を視野に入れた中で、更なる財政健全化策を定めて行政運営にあたることが不可欠であり、このことが、市民サービスの安定的な確保につながるものと考えています。



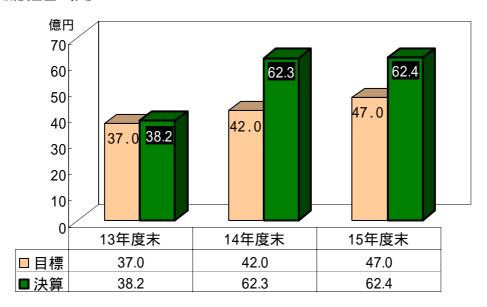
社会環境の変化に対応したサービスの提供

2 2つの前提条件

プランでは、目標とする経常収支比率を達成するために、3か年の財政運営における、二つの必要条件と前提条件を掲げています。そのうちの前提条件とその達成度は以下のとおりです。

(1) 減債基金の積立

図1 減債基金の推移



減税補てん債とは、国の減税政策により個人住民税の減税が実施された場合、その減収額を埋めるために借り入れる地方債です。減税と同時にそれに見合う歳出の削減が可能であるならば借り入れの必要はありませんが、実際には福祉などの市民生活を滞りなく継続するためには一定の借り入れが必要となります。本市では7年度に57億円、8年度に68億円を借り入れていますが、この債務の一括償還期限が16年度に見込まれていました。16年度の歳入で一度に返済額を賄うことは大変に難しいとともに、理にもかなっていないことから、償還のため減債基金の積立を行うことを目標に置いたものです。

減債基金については、15 年度末積立目標額 47 億円に対して、62 億 4 千万円を積立てることができました。年度ごとの積立状況を見ると、13 年度は、積立目標額 5 億円に対し、6 億 3 千万円を積立てました。14 年度は、積立目標額 5 億円を大幅に上回る 24 億 1 千万円を積立てることができたことで、15 年度での目標をも大きく上回る積立てを達成できました。

(2) 基金取崩しの抑制

前提条件の第二は「基金取崩しの抑制」です。

基金は、数年後に大きな支出が予想される場合などに備えて、予め計画的に 積立を行うため設けることができるとされているもので、前出の減債基金など もその一つです。以下にあげる財政調整基金や公共施設整備基金は特定の目的 に充当するというよりも、不測の事態に備える要素が大きいものです。基金積 立が多ければそれだけ市債に頼ることなく継続的な財政運営を行うことが可能 となります。

財政調整基金

表 1 (単位:億円)

	区分	ì	13年度	14年度	15年度	13~15年度計
決	算	Α	0.0	0.0	11.0	11.0
目	標	В	3.0	3.0	3.0	9.0
目 A	標 に 対 -	して B	3.0	3.0	8.0	2.0

財政調整基金の年度ごとの取崩し額は、上限を3億円に設定しました。

13、14 年度は、基金を取崩すことなく財政運営を行うことができましたが、 15 年度では 11 億円を取崩しました。ただし、このうち 5 億円については、老人保健特別会計において、国庫支出金の一部が収入未済となったために、一時的に財政調整基金を取崩して立替えたものです。この立替えは、老人保健事業の安定的な財政運営を行うためにとった臨時的な措置であるため、翌年度に未済分の国庫支出金を収入し、基金に積立てることになります。そのため、実際の取崩しは 6 億円と捉え、目標を達成できたと言えます。

単年度会計は公会計の持つ特徴の一つではありますが、こういう場合にも実体を正確に表しきれない場合があるとともに、国が地方に対して必要な負担金などを国の都合により繰り延べることに対しては、強く異議を申し立てていきます。

公共施設整備基金

表 2

(単位:億円)

						(千位・応门)
	区	分	13年度	14年度	15年度	13~15年度計
決	算	Α	0.0	0.0	8.2	8.2
目	標	В	4.0	4.0	4.0	12.0
目 A	標 に 対 -	して B	4.0	4.0	4.2	3.8

公共施設整備基金の年度ごとの取崩し額は、上限を 4 億円に設定しました。 13、14 年度は取崩しを行わず、15 年度は 8 億 2 千万円を取崩しましたが、3 年間で見た場合、限度内でおさまることとなり、目標を達成できたと言えます。

15年度に取崩しが発生した主たる要因は、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合のエコセメント化施設の建設が本格化したことに伴い、一般財源で賄うべき負担金の一時的な増加に対応したことによるものです。このほか、下水道事業の管路建設改良や小学校施設の不備不良個所の工事などに対応しました。

平成 13~15 年度の取組結果

歳出の適正化

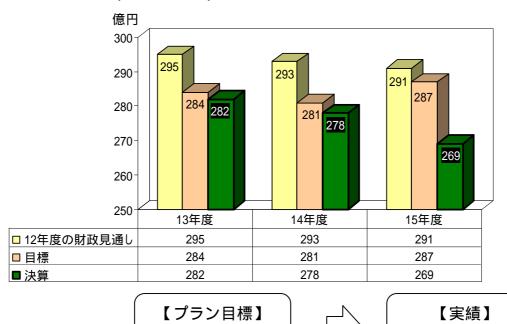
プランでは、歳出で8項目、歳入で4項目の対策を掲げました。歳出における8つの対策とその取組結果は以下のとおりです。

1 人件費

人件費のうち給与費についてプランでは、「給与費の見直しを進める」「退職者の新規採用による補充を行わない」取組を行うことで抑制するとしています。

(1)給与費の推移(一般会計、退職手当除く)

図2 給与費の推移(退職手当除く)



27 億円削減

給与費については、図2のとおり目標に対して3年間で23億円上回る50億円削減しました。目標額の達成は、嘱託員、臨時職員の活用や業務委託による対応により、職員数を減員することで給与費総額の抑制を図ったこと及び、緊急の対策として、13年度に期末勤勉手当の減額(役職に応じて6%~20%)や特殊勤務手当の見直しを行ったことによるものです。また、目標を上回る削減については、14・15年度の人事院勧告に基づく、給与のマイナス改定、期末手当の支給月数の引下げにより22億3千万円を削減したことも寄与しています。

50 億円削減

(2)職員数の推移

図3 職員数の推移

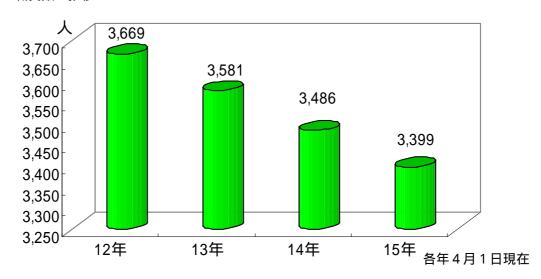


表 3

(単位:人)

				(T-12-77)
区分	13年4月1日	14年4月1日	15年4月1日	13~15年度計
新たな行政需要への対応	54	39	35	128
業務の見直し	97	58	54	209
OA化の推進	10	0	0	10
委託化の推進等	0	11	28	39
部署の整理統合	21	33	20	74
嘱託員等の活用	14	32	20	66
合計	88	95	87	270

職員数については、3年間で270人減員し、15年4月1日現在の職員数を3,399人としました。

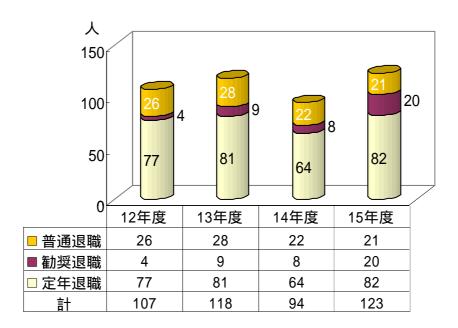
この減員数を取組別(表3参照)に見ると、「業務の見直し」で209人、「嘱託員等の活用」で、66人減員しています。

これら減要素だけを積上げれば398人の減員になります。しかし、産業振興の体制強化、不登校児などに対応した小中一貫校である高尾山学園の開設など時代の要請に応える新たな行政需要への対応のため、128人の職員を配置し、差し引きで270人の減員としています。

一方、退職者の推移から見ると、図 4 のとおり 14 年度までに 319 人の退職者がありました。この間、不補充のままでは業務に支障のある保育士などの専門職を中心に 43 人を採用しました。また、他団体への派遣職員の戻りが 6 人あったため、差し引きで前述した 270 人の減員となっています。

(3)退職者数の推移

図4 退職者数の推移

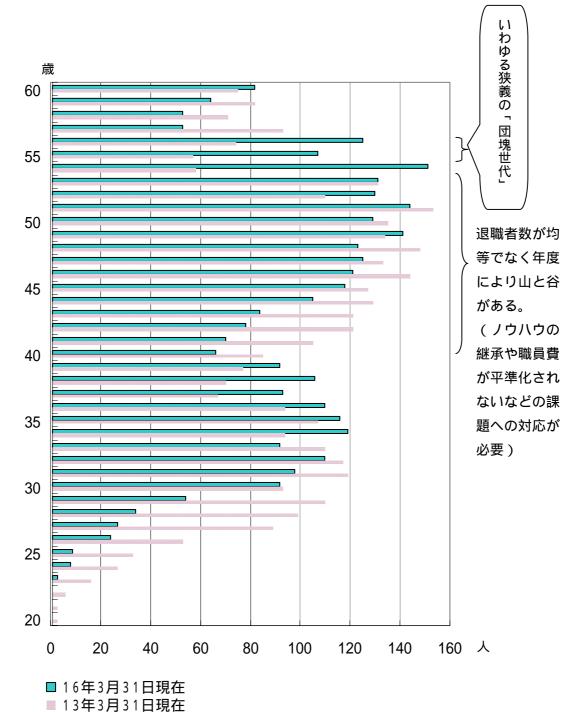


職員数については、前出のとおりですが、退職者については、定年前早期退職制度を拡充しました。これは、職員の高齢化が進み 1 人あたりの平均給与額が高くなっていることや、団塊の世代 1が定年を迎える 19 年度以降に退職手当が集中して大幅に増加することが見込まれることから、これを分散化し、年度間の影響を平準化することを目的としたものです。この結果、13~15 年度の3年間で、37人の勧奨退職者(うち定年前早期退職35人)があり、そのうち20人は19年度以降に定年退職の予定であった職員が早期に退職したものです。

この取組により、プラン期間中の退職者数は図4のとおりとなり、その結果、 職員の年齢構成は次頁の図5のとおりとなりました。

^{1 「}団塊の世代」とは、第二次大戦直後のベビーブーム時に生まれた世代のことです。一般的には、昭和22~24年の3年間に生まれた人を指します。



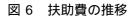


2 福祉施策の新たな展開

(時代に応じた施策の転換が目的であり、歳出の具体的な数値目標はプラン上 設定していません。)

12年の介護保険制度導入を契機に、福祉サービスの提供のあり方は、これまでの行政による「措置」から利用者の選択に基づく「契約」へと法制度をはじめとして仕組みの転換がなされています。また、経済的な給付が中心の福祉から、市民の自立を支援し、積極的に社会参加できる福祉への転換も同時に図られています。そこで、高齢者・障害者・児童の各施策では、次の点を中心に施策の展開を図っています。

- ・利用者がサービスを選択するために必要なサービスの質と量の確保
- ・自立を支援し、積極的に社会参加できる施策の展開
- ・在宅サービスの充実と地域で支えあう基盤づくり
- ・公平性の視点からのサービス利用と負担の適正化



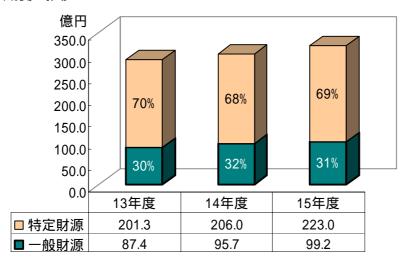


表4

(単位:人)

	[2	<u> </u>	5	'n		13年	14年	15年	
身	体	障	害	者	数	11,374	11,644	11,897	(3月
知	的	障	害	者	数	2,115	2,226	2,346	(3月
高比	(背	人口	(65)	歳以	上)	73,843	77,660	81,879	(4月
乳丝	力児	人口	(5点	裁以	下)	28,097	28,115	27,782	(4月
被	保	i	隻	者	数	4,539	4,832	5,189	(4月

(3月31日現在) (3月31日現在) (4月 1日現在) (4月 1日現在) (4月 1日現在)

(1)高齢者施策

介護保険の導入に伴って、介護保険サービスの対象とならない高齢者のために介護予防・生活支援事業を開始しました。また、従来行ってきた「見舞金支給事業」などに替えて、高齢者が住みなれた地域でいきいきと生活できるよう、地域で助け合うしくみづくりや積極的に社会参加できるしくみづくりを重点に施策を展開しました。

13~15 年度に開始・充実させた事業

- ・支えあいのネットワーク整備
- · 徘徊高齢者対策事業
- ・いきがいデイサービス事業
- ・生活支援ヘルパーの派遣
- ・生活支援ショートステイの実施

(2)障害者施策

障害者施策においても、障害を持たれた方が地域で生きがいを持って暮らせる視点で、従来の助成費支給が中心の事業展開を改め、施設主体から在宅主体へと施策の重点を移し、地域における在宅福祉サービスの充実を図りました。また、障害者の社会参加を進めるために自立を支援する施策を展開しました。

13~15 年度に開始・充実させた事業

- ・知的障害者生活寮の整備促進
- ・知的障害者デイサービス事業
- ·精神障害者地域生活支援事業
- ・障害者就労生活支援事業
- ・福祉のまちづくり地域支援事業

(3)児童施策

休日保育や延長保育など、多様化する保育ニーズに応じた利用者が選択できるサービスの充実を図りました。また、育児をしている家庭を地域で支える基盤づくりを進め、子どもたちが暮らし育まれる環境の整備にも重点をおいています。

13~15 年度に開始・充実させた事業

- ・一時、休日、年末保育事業
- ・乳幼児健康支援一時預かり事業
- ・トワイライトステイ・ショートステイ事業
- ・虐待早期発見システムの整備(講習会の開催)
- ・1 学区 1 学童保育所(公設民営)の推進

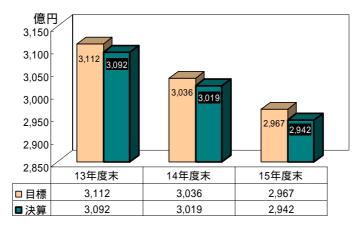
3 市債

本市の 12 年度における公債費比率は 16.4%、市債現在高は 3,200 億円に も及ばんとし、市債に大きく依存した財政状況となっていました。プランでは、 市債現在高を増加させないため、「新たな借入れは当該年度公債費のうちの元金 分を上限とする」取組を掲げ、市債現在高の削減に臨みました。

(1) 市債現在高

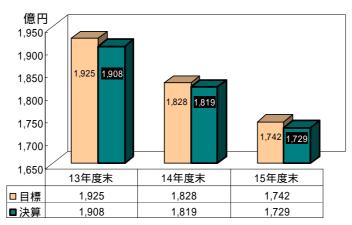
<全会計>

図7 全会計における市債現在高の推移



<普通会計

図8 普通会計における市債現在高の推移



全会計における市債現在高については、15 年度末現在高を 2,967 億円にする目標に対して、図 7 のとおり更に低い 2,942 億円まで削減しました。また、普通会計では、15 年度末市債現在高を 1,742 億円にする目標に対して、1,729 億円とし、目標より更に 13 億円削減しています。

これは、「新規借入れは当該年度公債費の元金分を上限とする」取組を実施し、 更に、本市の基本構想・基本計画である「八王子ゆめおりプラン」の中で、「10 年後の市債残高を市民一人あたり 10 万円引き下げるため、市債依存率の平均を6%未満に設定」し、これに沿った財政運営に努めてきたことによるものです。

(2) 市債発行額の上限設定

図9 全会計市債発行額の推移

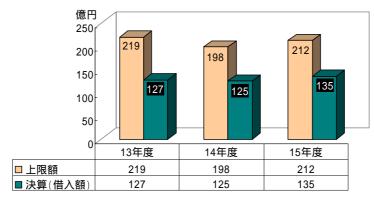
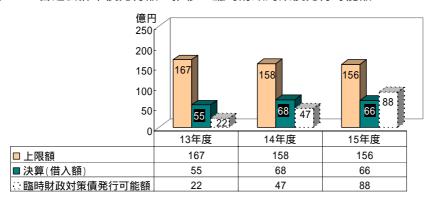


図 10 普通会計市債発行額の推移と臨時財政対策債発行可能額



市債の新たな借入れは、当該年度公債費のうち元金分を上限としました。これは、市債現在高を増加させないための取組です。国では、新たな借入れ金額と公債費(元金分・利子分)の額を同額にすること(「プライマリーバランス²の均衡」)を目指しています。本市では10年度以降プライマリーバランスは黒字となっていますが、利子を含めた「均衡」では借金は減っていかないため、利子分の公債費を含めない更に厳しい目標を掲げたものです。実績は、投資的経費の効率的な執行などにより、プラン期間の3年間全てで目標を達成することができました。

また、プラン期間中、交付税制度の変更により、臨時財政対策債 ³が 3 年間で 156 億 6 千万円発行可能でしたが、減税補てん債と異なり交付税の振り替え債は、これを期待や想定しない財政運営が長期的視点で必要なことから、あえてこれを発行せず、後年度に負担を残さない健全な財政運営に努めました。

- 2 「プライマリーバランス」とは、公債費以外の歳出が市債以外の歳入で賄われているかど うかを見る財政指標です。これが赤字の場合は、現役世代が自らの負担を超えた行政サービスを 享受し、将来世代に負担転嫁していることを意味します。
- 3 「臨時財政対策債」とは、国の地方交付税の財源不足の一定割合を各自治体が直接借入れる地方債で、一般財源として取扱うことになっています。発行した債券の元利分は全額基準財政需要額に算入されるため、地方交付税の交付額が多くかつ常に交付団体である自治体にとっては実質的に交付税と同等の意味を持っていますが、不交付団体の場合は後年度に返済の負担が生じます。

(3)公債費

<普通会計>

図 11 普通会計公債費の推移

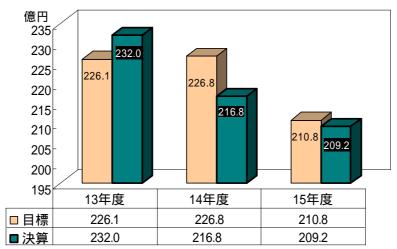


表 5 (単位・億円)

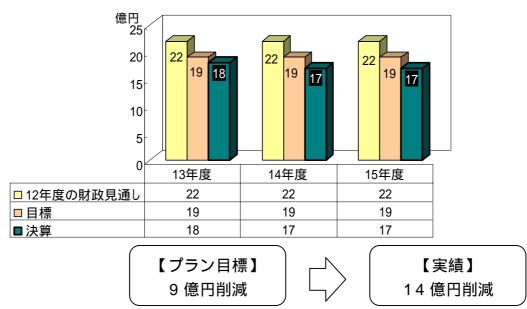
					(TIZ: NOI)
X	分	13年度	14年度	15年度	13~15年度計
元金	目標	159.1	164.7	153.3	477.1
ル並	決算	166.6	157.8	156.2	480.6
利子	目標	67.0	62.1	57.5	186.6
小儿工	決算	65.4	59.0	53.0	177.4

各年度の公債費を見ると図 11 のとおり、13 年度においてのみ目標を超過しています。これは、(財)八王子市文化振興財団の解散に伴い、出えん金の返還が決定したこと及び、八王子テレメディア(株)から貸付金の返還を受けたことにより、過去においてこれらの貸付に充当するため起こした市債を一括償還する必要が生じたため、一時的に元金の償還が増額になったからです。その結果、元金分は、表5のとおり3年間で3億5千万円多く償還しました。また、利子については、許される限りにおいて高利率から低利率への借換えに努めたことなどにより、3年間で負担を9億2千万円軽減しています。

4 補助金

公益性を持った事業への助成や公益的活動を行う団体支援のため支給してきた補助金ですが、13年2月の包括外部監査や13年9月の補助金等検討会からの提言の中で、既得権化していたり、補助効果が期待できないものも見られるなどの指摘を受け、補助金のあり方について検討しました。





補助金は、図 12 のとおり 3 年間の削減目標額 9 億円を更に 5 億円上回る 14 億円を削減し、目標を達成しました。これは、補助金そのものの支給額・支給対象の適正化を図るとともに、外郭団体の自立に向けた人的支援の見直し(派遣職員の引上げ)にも取り組んだ結果です。

また、補助金は、廃止や削減するだけでなく協働の時代に相応しいものとしていくため、15年度に新たに補助金体系を整備し、市民企画事業補助金制度を開始しています。

15 年度 新しい補助金体系を整備

「八王子ゆめおりプラン」の施策体系に位置付けられた具体的課題解決のための補助金

市民から提案される公共性を有するサービスを実現するための補助金 その他の分類 一部事務組合負担金、その他の負担金

「市民企画事業補助金制度」を開始

上記 の「市民自ら企画・提案・実施する公共サービスを支援するもの」 15年度 申請34件 採択20件 交付額 790万円

5 施設維持管理費

施設の維持管理費とは、光熱水費や修繕費、施設機器の保守点検委託料などで構成されているもので、老朽化や施設数の増加により年々増加する経費です。プランでは、光熱水費や専門技術を要しない委託料、メンテナンス経費などを削減することを掲げました。また、利用料金制度の検証や施設の廃止・転用についても取り組むこととしました。

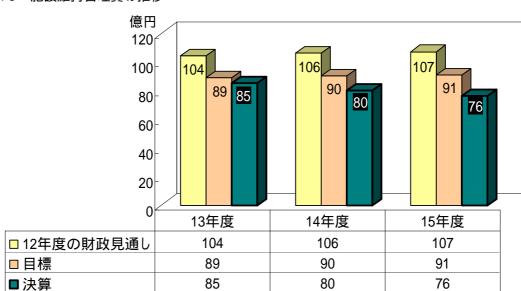


図 13 施設維持管理費の推移

【プラン目標】 47 億円削減

【実績】 76 億円削減

施設の維持管理費は、削減目標 47 億円を更に 29 億円上回る削減を行い、目標を達成しました。これは、次頁以降に示している緊急対応策や施設の廃止・転用に取り組むとともに、各施設において委託の仕様の見直しや施設維持管理費全体の節減に取り組んだことによるものです。

緊急対応策(3年間での削減額)

光熱水費の削減(公共料金)

目標 4億7千3百万円 実績 5億4千5百万

専門技術を要しない委託料の仕様見直し(清掃、草刈、剪定委託)

目標 6億5千7百万円 実績 9億1百万円

メンテナンス経費(保守点検委託、修繕費)

目標 15 億 5 千 9 百万円 実績 28 億 8 千 1 百万円

外郭団体への委託料(管理運営委託)

目標 7億8千2百万円 実績 1億2千1百万円

利用料金制度の検証

夕やけ小やけふれあいの里

表	6

6	年度	管理運営委託料	利用者数
	12 年度	1 億 1 千 9 百万円	60,856人
	13 年度	7 千 6 百万円	93,729人
	14 年度	7 千 3 百万円	108,222人
	15 年度	6 千 8 百万円	110,982人

13 年 4 月から利用料金制度 ⁴を導入している「夕やけ小やけふれあいの里」では、管理受託者の経営努力により利用者数が増加したことで、管理委託料が減額しており、制度導入による効果の現れと言えます。

4 「利用料金制度」とは、公の施設の管理受託者が自立的な経営努力を発揮しやすくするため導入された制度で、施設の利用対価を市の使用料に替えて利用料金として管理受託者の収入とすることができる制度をいいます。

戸吹湯ったり館

表 7

7	年度	管理運営委託料	利用者数
	13 年度	2 千万円	95,337人
	14 年度	1 千 7 百万円	99,467人
	15 年度	1 千 3 百万円	99,760人

13年1月の開館当初から利用料金制度を導入している「戸吹湯ったり館」は、利用者が毎年度増えています。管理受託者が利用者の視点を取り入れた積極的な施設運営を行うことで利用者の増加が図られたものと捉えています。

両施設とも収支決算の結果発生した剰余金は、管理受託者が将来に備え内部 留保可能となっており、委託料の減額は、この剰余金を踏まえたものになって います。今後は、管理受託者の利用率向上策などが更に活かせる仕組みを構築 していく必要があります。

施設の廃止・転用

北野清掃事業所し尿第三処理場 13年度 廃止

国民宿舎滝山荘 13年度 廃止

滝山城跡文化協会へ無償貸付

八日町駐車場 14年度 廃止

民間企業にて駐車場経営

老人ホーム 15年度 廃止

福祉会館結婚式場 13年度 廃止

高齢者活動コーディネートセンター 5への開放など

楢原清掃事業所(12年度 廃止)

跡地に楢原パーク・アンド・バスライド 6施設としての駐車場設置検討

- 5 「高齢者活動コーディネートセンター」とは、永年培ってきた経験や特技をもった高齢者を、それを学ぼうとする地域の方や団体に紹介し、仲介するほか、双方の相談に応じるサービスを提供する機関です。
- 6 「パーク・アンド・バスライド」とは、道路上の車両数を減少させて渋滞緩和を図るため、 自宅から郊外のバス乗り換え施設まで自動車で行き、そこに自動車を置いて最寄りの駅などへは バスに乗り換えて行く交通形態です。乗り換え施設には駐車施設などが必要となります。

施設白書の作成

14年3月に、市が保有する施設の現状とこれらを維持していくために必要な経費を示した「施設白書」を策定しました。白書の中では、有効活用のためには施設を計画的に維持改修していく必要のあること、改修すべき施設は厳選したうえで施設改修計画書を作成することとしました。また、代表的な施設のライフサイクルコスト ⁷を算出し、新たに施設を建設する場合には、ライフサイクルコストを十分検証した上で進めることともしています。

これを受け、14 年 5 月には「行動基準」を定めました。「行動基準」では、施設保全の行動計画と予算・実施計画との関係を明示するとともに、行財政改革 大綱との連結を示しています。

7 「ライフサイクルコスト」とは、施設設置に係る直接的な建設費(イニシャルコスト)に加えて、改築改修費、メンテナンス費、光熱水費、解体費などの維持管理費用(ランニングコスト)も合算した施設の一生(ライフサイクル)にかかる経費の総計です。

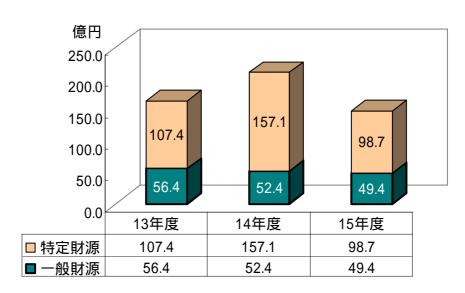
6 投資的事業

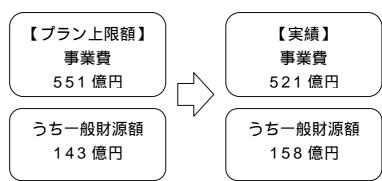
道路や学校、公園や市民センターなど、公共施設を整備する「普通建設事業」に、災害のあった際の復旧にかかる「災害対策費」及び、失業者への就労対策としての土木事業などの「失業対策事業」を加えたものを投資的事業といいます。

一般的に投資的事業は、初期投資に多額の費用が必要な一方でその受益は広範囲かつその後の長い年度に及ぶため、建設年度に集中する過大な負担を受益の範囲や世代間で均等に負担する目的で、国や都の補助金や市債を活用して財源を確保します。

しかしながら、一方で市債への過度の依存は継続的な財政運営の視点からは 弊害も大きいため、プランでは、投資的事業に要する経費が過大になりすぎな いよう、3年間の事業費に上限を設定しました。

図 14 投資的経費の推移





投資的経費は、3年間の上限額を551億円に設定しました。そして、事業 自体の必要性・妥当性・代替性を十分検証し、既存施設を活用するなど工夫を 凝らすとともに、個々の工事費についても、次に示している「公共工事のコスト縮減計画」により縮減を図ったことで、総額 521 億円の中で計画した事業を可能な限り実現しました。このうち、一般財源は 143 億円を上限と設定していましたが、市債借入れと基金の取崩しを抑制するために、158 億円を確保し、充当したところです。

公共工事のコスト縮減計画

- 12年6月「公共工事コスト縮減に関する行動計画」策定
- ・縮減額 13年度 5億8千万円
- 14年5月「第2次公共工事コスト縮減に関する行動計画」策定 第2次行動計画は、34の具体的施策を示し、工事コストの低減や工事の時間的コストの低減など総合的なコスト縮減を目指しました。
- ・縮減額 14年度 1億9千万円 15年度 3億2千万円

7 各特別会計の健全化

(1)国民健康保険事業

相互扶助を基本とする保険制度である国民健康保険においては、加入者が負担する保険税を中心に事業を賄うのが原則的な考え方です。しかしながら、他の医療保険制度においても加入者負担のほかに事業者負担も定率で取り入れられていることから、国民健康保険においても事業者である一般会計からの繰入金や国の負担金が制度として義務付けられています。

加入者の税負担と国や自治体の負担割合は原則的な定めが法でなされています。しかしながら、本格的な高齢社会の到来と核家族化の進行は、国民健康保険をかつての自営業者を対象とした医療保険という性格から変化させてきています。現在の国民健康保険は、被保険者に高齢者や無業者の割合が高く、医療給付費が高騰する一方でこれを賄う財源を過度に税負担には求めにくい状況にあり、結果として財源不足について一般会計からの法定外の繰入金で対応していかなければならないのが現状です。

こうした状況を改善することが課題であり、国においても医療保険制度の統合等が議論されているところですが、市町村においても保険者の広域化や国負担率の見直し等を働きかけているところです。

一方で、市においても、保険税の収入率の向上に努めるほか、他市の状況等を勘案した中で、加入者の負担への対応や非加入者との負担の公平等を多角的に検証したうえで国民健康保険の運営にあたっているところです。

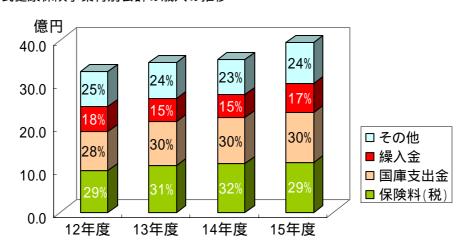
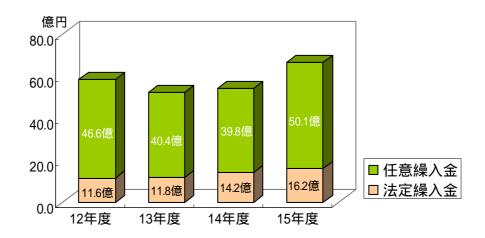


図 15 国民健康保険事業特別会計の歳入の推移

国負担及び税負担がそれぞれ概ね30%を占め、市費(繰入金)が15%程度、その他が25%程度となっています。国費、都費は法定分(義務負担)ですが、市費には財源補てん分(任意の繰入)が多く含まれます。東京都の自治体以外では任意の繰入は余り多くはありません。

図 16 国民健康保険事業特別会計における一般会計繰入金の推移



国民健康保険事業の健全化を図る対策

税率の改定(13年4月1日)

· 限度額 50 万円 53 万円

・均等割 24,000円 25,200円

・所得割 4.55% 5.00% 税の収納対策

- ・臨戸訪問、休日納税相談、夜間電話催告
- ・納付推進員による臨戸訪問の実施

14 年度 訪問件数 6,700 件 収入額 1 千 7 百万円

15 年度 訪問件数 24,900 件 収入額 6 千 9 百万円

・収納率向上アクションプランの作成(15年11月)

15 年度の取組を継続するとともに 16・17 年度に取り組む新たな対策を具体的に示しました。

単身・若年世帯対策...未申告者調査

接触の機会確保対策…短期証交付窓口の一本化、6月課税の検討国民健康保険制度への理解の促進…教職員研修プログラムに導入

表 8

区分	12年度	13年度	14年度	15年度
国民健康保険税収入額 (億円)	96.2	107.2	113.0	114.9
国民健康保険税収入率 (%)	64.90	65.39	65.43	65.03

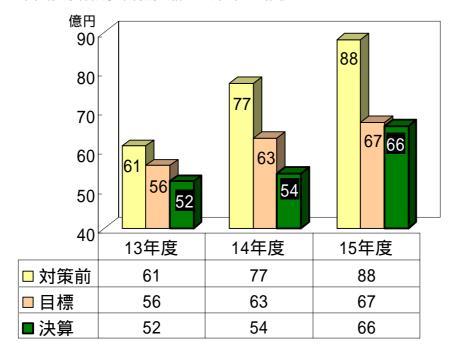


図 17 国民健康保険事業特別会計への繰出金の推移

結果としては、国民健康保険事業特別会計への繰出金の削減目標額は大きくクリアすることが出来ました。しかしながら「対策前」として設定した「見通し」が果たして妥当であったかどうかの検証も必要と考えるところです。ここでは、繰出金を大きく抑制することができたと喜ぶよりも、目標内で収まっているとは言いながらも、依然として増嵩傾向にある繰出金を今後いかに低減させて行くことができるか、今後も引き続き対策を講じる必要があると言えます。

(2)下水道事業

下水道事業は公営企業であり、原則的には使用料収入をもって必要経費を賄うこととされています。ただし、雨水処理に係る経費など使用料で賄うことが適当でない経費については一般会計で負担する仕組みが導入されています。しかし、現在、管路整備に大きく力を注いでいる段階で、維持管理費や施設整備のために借入れた市債の償還額などを全額使用料で賄うと、現在の下水道使用者の負担が将来の使用者との比較の中で増大するため、汚水処理に関する経費も含み、使用料で賄えきれない部分について一般会計から補てんしています。このような状況を踏まえたうえで、使用料の増収や受益者負担金の賦課体制の強化に取り組みました。

表 9

区分	13年度	14年度	15年度
下水道普及率(%)	79.2	84.2	88.0
下水道管路延長(km)	1,323.5	1,381.2	1493.2

表 10 (単位:百万円)

区分	13年度	14年度	15年度
下水道使用料	5,481	6,861	6,988
下水道事業受益者負担金	1,036	1,049	576

13年度の使用料増収の取組

排水施設の一部である「接続ます」を、公費で設置する制度に変更し、早期の接続を促進した。

検査の早期化を図り、供用開始を早めることで接続を促進した。

井戸使用者の『みなし水量』を「1 世帯 3 人まで 8 m^3 、1 人増す毎に 4 m^3 を加算」から「1 世帯 2 人まで 8 m^3 、1 人増す毎に 4 m^3 を加算」に変更した。

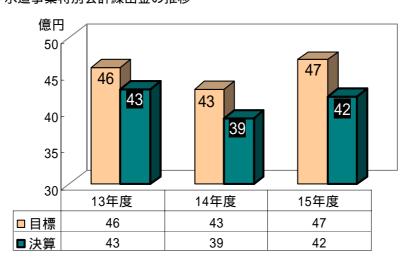
受益者負担金増収の取組

13・14年度の2年間、受益者負担金の賦課・収納体制を期間限定の人員増で強化し、供用開始地区での未賦課区域を解消することで、収入の確保に努めました。

以上の取組などにより下水道事業特別会計への繰出金は、図 18 のとおり目標を上回る削減になっています。

しかし、本来、下水道事業の汚水処理経費は、使用料で賄うことが望ましい ものであり、下水道事業の健全化のため、今後も使用料の適正化と収入に努め る必要があります。

図 18 下水道事業特別会計繰出金の推移



(3)駐車場事業

保守管理費の節減と利用率向上に取り組む一方で、近隣に国が公共駐車場を整備したことで、八日町駐車場を維持する必要が薄れたことから、14年度末に廃止しました。

表 11

年度	駐車台数(台)	使用料(千円)
13年度	541,445	388,618
14年度	590,777	421,167
15年度	607,882	416,883

旭町及び八王子駅北口地下駐車場

駐車台数には大型二輪は含まない。

保守管理費の節減

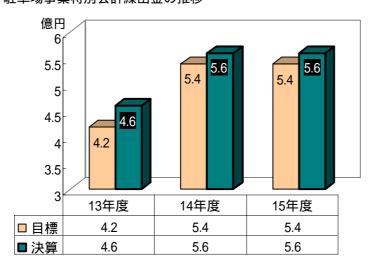
旭町及び八王子駅北口地下駐車場の誘導員削減など管理委託業務の仕様見直 しにより、12年度決算額に比べ、13年度1千2百万円、14年度3千5百万円、15年度3千8百万円の節減をしました。

利用率向上に向けた取組

定期駐車枠の増設(旭町駐車場) 13年度 28台 123台 定期駐車の料金改定(旭町駐車場) 13年度 6万円 4万円 駐車時間単位の改定 15年度 30分200円 15分100円 大型二輪車駐車場の設置(旭町駐車場) 13年度

駐車場事業特別会計への繰出金は、図 19 のとおり、目標額に抑制することができませんでした。これは、利用体系の細分化などにより利用者の利便性の向上に努めた結果、駐車台数は増えたものの、利用時間の関係から使用料を増額させるまでにならなかったことが原因と捉えています。

図 19 駐車場事業特別会計繰出金の推移



8 財政運営緊急対策による経費抑制

図 20 経常的経費に充当する一般財源額の推移



取組の性格により、他の項目と重複する部分や直接取組に結びつかない要素もあることから、取組効果が直接的な削減額で把握することはできませんでした。しかし、例えば、人件費や扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に一般財源を充当した額を見ると年々減少しています。中でも、旅費や需用費、委託料などが中心の物件費では、13~15年度の決算額をそれぞれ12年度と比較すると52億5千万の減額効果となりました。これは、「行財政の改革や経費の節減は、日々の業務遂行のなかで、職員一人ひとりが着実に取り組んでいくことが基本である」との考え方に立ち、事務経費の節減に努めてきた結果と言えます。

歳入の確保

歳入における4つの対策とその取組効果は、以下の9~12のとおりです。

9 市税収入

市税については、収納体制や滞納処分の強化などにより、収入の確保を図りました。

(1)滞納解消対策本部の設置

市税に限らず国民健康保険税、保育料、使用料など同一債務者の滞納を効果的かつ効率的に解消するため、13年11月に滞納解消対策本部を設置しました。滞納解消対策本部では、対象者の情報を収集したうえで滞納解消の対策方針及び実施計画を策定し、対象部署に限らない全庁的な応援体制による納付督励や臨戸訪問を行うことで滞納の解消に努めてきました。

全庁応援体制での臨戸訪問(市税・国民健康保険税)

14年度管理職訪問

4,177 件 収入額 4 千万円

15年度管理職・一般職訪問 10,884件 収入額 1億1千万円

(2)臨戸訪問の強化

14 年度 3 人体制、15 年度 5 人体制の徴収嘱託員の導入により、臨戸訪問 を強化し、収入額で2億円確保しています。

また、全庁応援体制による臨戸訪問により、3年間で2億5千万円を確保しました。

表 12

区分	13年度	14年度	15年度	13~15年度計
徴 収 嘱 託 員 収 入(千円)	\backslash	96,114	119,849	215,963
徴収嘱託員訪問件数(件)		8,766	18,225	26,991
全庁応援体制訪問収入額(千円)	127,369	29,447	90,774	247,590
全庁応援体制訪問件数(件)	2,740	2,183	7,125	12,048
訪問件数(目標)(件)	7,000	8,000	9,000	24,000

(3)差押えの強化

差押えによる収入額は、3年間で8億円を確保しています。また、件数でもプランで想定した件数を上回り、特に 15 年度は、登録自動車への差押えを始めたことなどにより大きく上回っています。

表 13

区分	13年度	14年度	15年度	13~15年度計
差押え収入額(千円)	281,190	219,978	314,221	815,389
差押え件数(実績)(件)	15,036	13,802	31,126	59,964
" (目標)(件)	3,100	3,400	3,700	10,200

(4)口座振替による納付の促進

納税通知書送付時に口座振替申込書を同封したほか、14年度には、国の緊急地域雇用創出特別補助金を活用して固定資産税の口座振替未加入世帯約8万件を訪問し、口座振替による納付を促進したことで、収納事務の効率化と収入率の向上に寄与しました。

表 14

(単位:%)

区公		13年度		14年度		15年度				
			7J		目標	実績	目標	実績	目標	実績
市	•	都	民	税	26.3	25.2	27.7	26.5	29.0	28.1
固定	資産	・都	市計	画税	31.1	31.0	33.2	32.5	35.2	35.7
軽	自	動	車	税	4.1	3.2	7.9	4.2	9.8	5.3

このように、様々な取組を実施し、市税収入の確保に努めた結果、表 15・16のとおり収入率、滞納額ともに目標を達成したものの、個人市民税の減少や固定資産税の評価替えにより、調定額自体が大きく減少したことで市税収入の確保目標額は達成できませんでした。

調定額の増減は、経済状況に大きく左右される要素があり、12年度の収入率のままで、プラン期間の3年間が推移したと想定した収入額と決算の収入額を比較すると、図21のとおり収入率の向上によって、43億円の増収効果をもたらした(減収を止めた)とみることもできます。また、調定額(収入可能額)はこの3年間で12年度を基準とすると累計で87億円減少していますが、収入額の減少累計は35億円ですので、52億円分減収を抑制した(3頁総括表の考え方)と捉えることもできます。

いずれにしろ、市税収入の16年度当初予算は、15年度当初予算と比較すると2.5%の減少を見込んでいます。15年度の決算額が当初予算額に比べ19億円少なかった状況を考えると、16年度以降についても、健全な財政運営を行うためには現有人員の有効活用の中で収納体制を強化し、適正な賦課対策にも

努めて、市税収入の確保を図っていく必要があります。

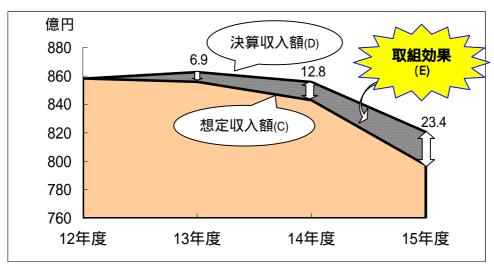
表 15 (単位:%)

X		分	13年度	14年度	15年度
対	策	前	89.9	89.9	89.9
決	算	Α	90.8	91.5	92.8
目	標	В	90.2	90.3	90.5
目標に対	して	C A - B	0.6	1.2	2.3

表 16 (単位:億円)

	X	分	13年度	14年度	15年度	13~15年度計
	対 策	前	94.7	94.8	94.3	283.8
決	算	Α	75.7	61.3	51.7	188.7
目	標	В	92.7	92.1	90.8	275.6
目村	票に対して	C A - B	17.0	30.8	39.1	86.9

図 21 12 年度の収入率で推移した仮定での想定収入額と決算収入額の比較

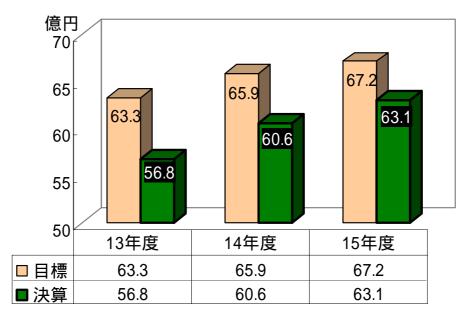


区分	12年度	13年度	14年度	15年度	13~15年度計
調定額 (A)	952.4	949.8	935.5	884.8	2,770.1
12年度収入率% (B)		90.1			
想定収入額 (C) = (A) × (B)	858.2	855.9	843.0	797.3	2,496.2
決算収入額 (D)	858.2	862.8	855.8	820.7	2,539.3
取組効果 (E) = (D)-(C)	-	6.9	12.8	23.4	43.1

10 滞納の解消(市税を除く)

負担能力のある状況での滞納は、サービスを受ける対価としての負担の責務を果たさないもので、その分は市税で補てんせざるを得ません。滞納の解消は、公平性の視点から、また、健全財政の視点からも重要な取組です。(詳細は、46・47頁「滞納額状況一覧」参照)

図 22 滞納額の推移



15 年度末の滞納額の目標額は、67 億 2 千万円でしたが、それより 4 億 1 千万円少ない 63 億 1 千万円にできました。しかし、再建プランのスタートである 13 年度当初 52 億 1 千万円の滞納額がありましたので、11 億円増加したことになります。これは、一定程度滞納解消にあたっても現年度の未収分が 8 億 7 千万円と多く発生したことによることを主因としています。このことからも、滞納額の解消のためにも現年の時点で収入率を高めることが求められます。なお、滞納額の割合が高い、保育運営費、市営住宅使用料、生活保護費弁償金、国民健康保険税の 4 つについては、この後個別に説明します。

今後とも、公平性の視点から、滞納解消対策本部が中心となって、解消に努めていく必要があります。

(1)保育運営費(保育料)

滞納家庭への訪問や夜間電話催告を強化するとともに、年度替りの保育継続時に納付相談を行うことで滞納額を解消し、収入率を向上しました。

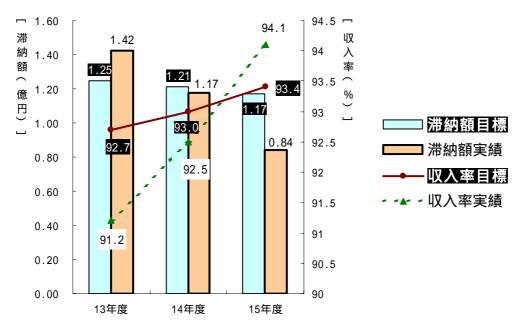


図 23 保育料滞納額と収入率の推移

(2)市営住宅使用料

夜間臨戸訪問や入居者の保証人との交渉など収納強化をした結果、15年度で、 滞納額の増加と、収入率の低下に歯止めをかけましたが、プランの目標値には とどきませんでした。現に入居していて滞納している市民については、更なる 収入確保対策を行っていきます。

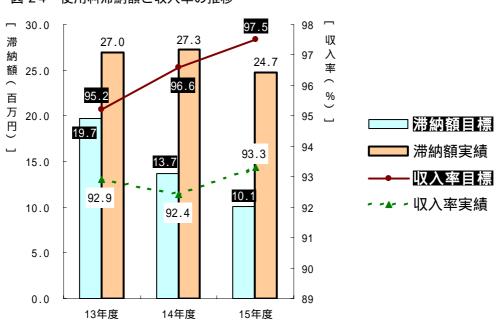


図 24 使用料滞納額と収入率の推移

(3)生活保護費弁償金(生活保護費の返納金)

家庭訪問や税務調査によって保護世帯の収入状況を把握し、返納金の早期発見に努めています。 弁償金の多くは、稼動収入や各種年金、預貯金の無申告であり、その多くは発見時において消費してしまっています。 また、自立した場合においても世帯の経済力が低いことが多く、返済が困難な状況にあることにより、滞納額の減少に結びつかず、目標額を達成することができませんでした。

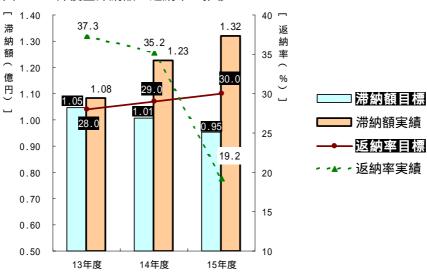


図 25 弁償金滞納額と返納率の推移

(4)国民健康保険税

臨戸訪問や納税相談などの強化により、滞納額は目標額以上に抑えることができました。また、収入率についても目標を達成しました。しかし、依然滞納額は55億7千万円と多額であることから、国民健康保険事業の健全化のためにも解消する取組を行っていきます。

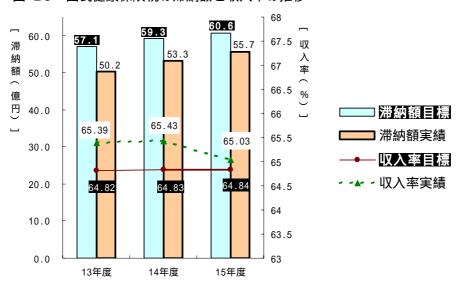


図 26 国民健康保険税の滞納額と収入率の推移

11 受益者負担の適正化

(1)使用料

施設の利用区分・利用時間の利便性向上を図るとともに、必要な範囲で施設を利用しない市民との公平性の確保のため、適正化を図りました。

使いやすいように利用区分を変更し、使用料を改定したもの

名称	内容	改定日
芸術文化会館駐車場使用料	使用料の時間区分の変更 当初 1 時間、以後 30 分 当初から 30 分	13.4.1
市民会館使用料 芸術文化会館使用料 南大沢文化会館使用料 学園都市センター使用料	舞台面のみの使用の新設 展示室の半面使用の新設(使用料 1/2) 市外居住者の料金格差の廃止	13.10.1
南大沢公民館使用料	印刷室を会議室に変更 450円~600円	14.4.1
南大沢文化会館使用料	展示室を展示・多目的室に変更 5,500~27,400円 3,000~15,100円	15.4.1

使用料の見直しを行ったもの

名称	内容	改定日
保育運営費(保育料)	改定率 7.75%	13.4.1
霊園使用料	1 ㎡につき 80,000円 120,000円	13.4.1

新たに使用料を設定したもの

名称	内容	改定日
浅川市民センター陶芸窯使用料	600円(素焼き)・1,000円(本焼き)	15.5.1
滝ガ原運動場ソフトボール場使 用料	1,000 円(2 時間)	15.7.1

通年利用を実施し、利便性を高めたもの

表 17

実績(15年4月1日~16年3月31日)

施設名 項目	学園都市 センター	中 央 公民館	生涯学習センター	市民体育館	中 央 図書館	生涯学習 センター 図書館
実施日	15年4月~	15年5月~	15年5月~	15年7月~	15年7月~	15年7月~
開館日数	48日増	49日増	49日増	18日増	42日増	49日増
利用増	553件増	652件増	230件増	461件増	66,707人増	136,980人増
閉館時間		22:00 (変更なし)		21:00 (変更なし)	19:00	19:00

[「]開館日数」「利用増」は対前年同期との比較

学校週5日制の導入に伴い、毎週土曜日の子ども料金を免除したもの

実施日:14年4月から

施設名:こども科学館(サイエンスドーム八王子)

夕やけ小やけふれあいの里

市民体育館 ・卓球

甲の原体育館 ・卓球、プール

上柚木公園陸上競技場 ・トラック

東浅川保健福祉センター ・プール

あったかホール ・プール

大塚公園プール

陵南プール

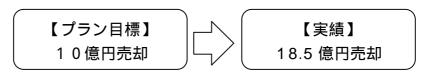
市民プール

(2) 手数料

手数料の見直しを行ったもの

名称	内容	改定日		
	1 件につき			
	500 ㎡以下のもの 5,800 円 8,700 円			
	500 ㎡を超え、1,000 ㎡以下のもの			
工場公害防止認可手数料	11,100 円 14,200 円	13.4.1		
	1,000 ㎡を超えるもの			
	18,100円 20,200円			
	変更 5,700 円 7,600 円			
九黑白起市笠物土毛粉蚁	自転車 2,500円 3,000円	14.4.1		
放置自転車等撤去手数料	原動機付自転車 4,000円 5,000円			
霊園管理手数料 1 ㎡につき 1,000 円 1,500 円				
ごみ等処理手数料	1kgにつき 15 円 25 円	14.4.1		

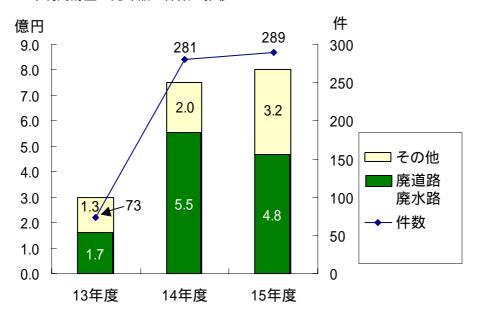
12 未利用財産の有効活用



市有地については、管理経費の節減及び未利用地の有効活用の視点から、使用の見込が無く処分可能なものについて売却を進めました。なお、売却にあたっては、市広報に掲載し、広く市民に紹介したうえで、一般競争入札を行うなど、必要とする人が入手しやすいよう便宜を図るとともに、処分に競争性を持たせ、より有利な条件での売却に努めました。また、当面行政上で使用予定のない用地 1 か所については、駐車場として活用しています。

プランにおいて売却可能とした13か所については、10か所を処分しました。また、14年度に地方分権の一環として国から譲与を受けた廃道路敷、廃水路敷については、積極的な売却に努めました。その結果、3年間での売却額は12億円となりました。

図 27 未利用財産の売却額と件数の推移

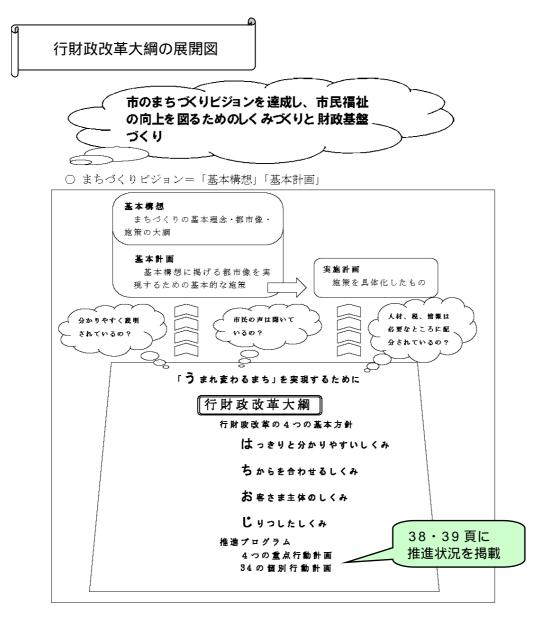


平成 13~15 年度の財政再建推進対策と

同時並行・継続する対策

1 「しくみと意識のステップアップ作戦 (行財政改革大綱)」の取組 プランでは、13 から 15 年度の財源不足の確保とこれと並行して取り組む新 たな事項について「13 年度に策定する行財政改革大綱中に位置付ける」としま した。

これを受け、13年度には財政再建推進プランのステップである「しくみと意識のステップアップ作戦(行財政改革大綱)」(計画期間 14~16年度)を策定しました。ここでは、行財政改革大綱の15年度推進状況とそれ以外でプランに掲げている取組の結果を説明します。



(1)15年度推進状況(重点行動計画)

	計 画 名	推進 状況
=	予算改革	
1	計画主導型予算への転換	
2	事業別予算の導入	
3	財政マネジメントサイクルの確立	
	人事・給与改革	
人事制	度	
4	勤務評定の充実	
5	自己申告	
6	目標による管理	
7	育成面談	
8	庁内公募	
9	人事交流の拡大	
10	ジョブローテーション	
11	複線型人事ルートの確立	
研修制	度	
12	自己啓発	
13	職場研修(OJT)	
14	職場外研修(OffJT)	
職場こ	ブくり	_
15	部長への人事権付与	
4	組織の再編	
16	企画政策機能の充実	
部への	分権	
17	部内の人事及び予算	
18	部内組織、定数の管理	
19	部間連絡調整機能の強化	
20	係の全廃	
21	政策法務担当の設置	
電子社	t会へ対応する体制整備 	
22	情報戦略を展開する専門組織の設置	
23	行政管理組織の設置	
外郭団]体	_
24	派遣職員40人の引上げ	
25	土地開発公社の解散 (土地購入)	
26	リサイクル公社のあり方	
27	職員互助会のあり方	

計画名 推進 状況 しくみを確実なものにする制度 28 市民参加及び協働を担保する条例の制定 職員の視点を変えるしくみ29 職員の地域活動への積極的な参加 新たな協働関係を築くしくみ30 新たな補助金制度の構築 その他の取組み31 市民活動を総括する行政の体制整備32 市民参加型のミニ市場公募債の発行				
しくみを確実なものにする制度 28 市民参加及び協働を担保する条例の制定 職員の視点を変えるしくみ 29 職員の地域活動への積極的な参加新たな協働関係を築くしくみる 30 新たな補助金制度の構築 その他の取組み 31 31 市民活動を総括する行政の体制整備			計 画 名	•
市民参加及び協働を担保する条例の 制定 職員の視点を変えるしくみ 29 職員の地域活動への積極的な参加 新たな協働関係を築くしくみ 30 新たな補助金制度の構築 その他の取組み 31 市民活動を総括する行政の体制整備		ī	市民との協働	
28 制定 職員の視点を変えるしくみ 29 職員の地域活動への積極的な参加 新たな協働関係を築くしくみ 30 新たな補助金制度の構築 その他の取組み 31 市民活動を総括する行政の体制整備	l	J < ₹	yを確実なものにする制度	
29 職員の地域活動への積極的な参加 新たな協働関係を築くしくみ 30 新たな補助金制度の構築 その他の取組み 31 市民活動を総括する行政の体制整備		28		
新たな協働関係を築くしくみ 30 新たな補助金制度の構築 その他の取組み 31 市民活動を総括する行政の体制整備	畢	ŭ員σ)視点を変えるしくみ	
30 新たな補助金制度の構築 その他の取組み 31 市民活動を総括する行政の体制整備		29	職員の地域活動への積極的な参加	
その他の取組み 31 市民活動を総括する行政の体制整備	亲	斤たた	は協働関係を築くしくみ	
31 市民活動を総括する行政の体制整備		30	新たな補助金制度の構築	
0 1 11 207 E 20 C 11 2	7	こ の他	也の取組み	
32 市民参加型のミニ市場公募債の発行		31	市民活動を総括する行政の体制整備	
		32	市民参加型のミニ市場公募債の発行	

《推進状況》 順調に推進している 遅れている

(2)15年度推進状況(個別行動計画)

はっきりと分かりやすいしくみ (情報の共有化) 1 市政情報の公表・提供制度の充実 例規類集のデータベース化 要綱、文書事務の手引きのデータ ベース化 3 市民交流コーナーの設置 市政情報コーナーの設置 携帯端末で受信できる市政情報 6 2 監査委員監査の充実 7 3 職員団体との交渉過程の透明性 の充実 ちからを合わせるしくみ (市民との協働による行政運営) 8 4 ワークショップの活用 9 5 パブリックコメント制度 10 6 行政評価に対する外部(市民) 評価 11 7 地域の人材を活用したサタデー スクール 8 アドブト(里親)制度 基準の策定 公園 14 道路 15 公衆トイレ 16 9 ごみ減量と資源化の促進 お客さま主体のしくみ (市民が納得する行政サービス) 17 10 市民満足度調査 18 11 窓口サービスの総合化 19 12 市民部事務所のサービス充実 13 公共サービスの通年利用 図書館夜間開館の通年化(毎日) 21 通年サービスの実施 21 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 21 15 小・中学校の学校選択制(学区域の自由化) 21 16 看護専門学校運営の見直し 21 7 学童保育サービスの拡充		計 画 名	推進 状況
1 例規類集のデータベース化 要綱、文書事務の手引きのデータベース化 市民交流コーナーの設置 1 市政情報コーナーの設置 5 携帯端末で受信できる市政情報 6 2 監査委員監査の充実 7 3 職員団体との交渉過程の透明性の充実 5 パブリックコメント制度 10 6 行政評価に対する外部(市民)評価 11 7 地域の人材を活用したサタデースクール 8 アドプト(里親)制度 12 基準の策定 公園 道路 14 道路 公案トイレ 9 16 9 ごみ減量と資源化の促進 お客さま主体のしくみ(市民が納得する行政サービス) 17 10 市民満足度調査 18 11 窓口サービスの総合化 19 12 市民部事務所のサービス充実 13 公共サービスの連年利用 図書館夜間開館の通年化(毎日) 通年サービスの実施 21 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 23 自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し			
変綱、文書事務の手引きのデータ ベース化市民交流コーナーの設置4市民交流コーナーの設置5携帯端末で受信できる市政情報62監査委員監査の充実73職員団体との交渉過程の透明性 の充実ちからを合わせるしくみ (市民との協働による行政運営)84ワークショップの活用95パブリックコメント制度106行政評価に対する外部(市民) 		1 市政情報の公表・提供制度の充実	
2 ベース化 3 市民交流コーナーの設置 市政情報コーナーの設置 携帯端末で受信できる市政情報 6 2 監査委員監査の充実 7 3 職員団体との交渉過程の透明性の充実 ちからを合わせるしくみ(市民との協働による行政運営) 8 4 ワークショップの活用 9 5 パブリックコメント制度 10 6 行政評価に対する外部(市民)評価 11 7 地域の人材を活用したサタデースクール 8 アドプト(里親)制度 12 公園 14 道路 15 公衆トイレ 16 9 ごみ減量と資源化の促進 お客さま主体のしくみ(市民が納得する行政サービス) 17 10 市民満足度調査 18 11 窓口サービスの総合化 19 12 市民部事務所のサービス充実 13 公共サービスの遺年利用 図書館夜間開館の通年化(毎日) 21 通年サービスの実施 15 小・中学校の学校選択制(学区域の自由化) 22 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 23 15 小・中学校の学校選択制(学区域の自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し	1	例規類集のデータベース化	
4 市政情報コーナーの設置 携帯端末で受信できる市政情報 6 2 監査委員監査の充実 7 3 職員団体との交渉過程の透明性の充実 5からを合わせるしくみ(市民との協働による行政運営) 8 4 ワークショップの活用 9 5 パブリックコメント制度 10 6 行政評価に対する外部(市民)評価 11 7 地域の人材を活用したサタデースクール 8 アドプト(里親)制度 12 基準の策定 13 立場 15 公衆トイレ 16 9 ごみ減量と資源化の促進 お客さま主体のしくみ(市民が納得する行政サービス) 17 10 市民満足度調査 18 11 窓口サービスの総合化 19 12 市民部事務所のサービス充実 13 公共サービスの通年利用 図書館夜間開館の通年化(毎日) 通年サービスの実施 21 通年サービスの実施 22 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 23 自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し	2		
5 携帯端末で受信できる市政情報 6 2 監査委員監査の充実 7 3 職員団体との交渉過程の透明性の充実 ちからを合わせるしくみ(市民との協働による行政運営) 8 4 ワークショップの活用 9 5 パブリックコメント制度 10 6 行政評価に対する外部(市民)評価 11 7 地域の人材を活用したサタデースクール 8 アドプト(里親)制度 12 基準の策定 公園 道路 15 公衆トイレ 16 9 ごみ減量と資源化の促進 お客さま主体のしくみ(市民が納得する行政サービス) 17 10 市民満足度調査 18 11 窓口サービスの総合化 19 12 市民部事務所のサービス充実 13 公共サービスの運輸 20 園舎で開開館の通年化(毎日) 21 通年サービスの実施 15 小・中学校の学校選択制(学区域の自由化) 22 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 23 自由化) 16 看護専門学校運営の見直し	3	市民交流コーナーの設置	
6 2 監査委員監査の充実 7 3 職員団体との交渉過程の透明性の充実 ちからを合わせるしくみ(市民との協働による行政運営) 8 4 ワークショップの活用 9 5 パブリックコメント制度 10 6 行政評価に対する外部(市民)評価 11 7 地域の人材を活用したサタデースクール 8 アドブト(里親)制度 12 基準の策定 公園 道路 13 公東トイレ 16 9 ごみ減量と資源化の促進 お客さま主体のしくみ(市民が納得する行政サービス) 17 10 市民満足度調査 18 11 窓口サービスの総合化 19 12 市民部事務所のサービス充実 13 公共サービスの適年利用 20 選書館夜間開館の通年化(毎日) 21 通年サービスの実施 22 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 23 15 小・中学校の学校選択制(学区域の自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し	4	市政情報コーナーの設置	
おからを合わせるしくみ(市民との協働による行政運営) 8 4 ワークショップの活用 9 5 パブリックコメント制度 10 6 行政評価に対する外部(市民)評価 11 7 地域の人材を活用したサタデースクール 8 アドプト(里親)制度 12 公園 13 公衆トイレ 16 9 ごみ減量と資源化の促進 お客さま主体のしくみ(市民が納得する行政サービス) 17 10 市民満足度調査 18 11 窓口サービスの総合化 19 12 市民部事務所のサービス充実 13 公共サービスの通年利用 20 図書館夜間開館の通年化(毎日) 21 通年サービスの実施 22 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 23 15 小・中学校の学校選択制(学区域の自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し	5	携帯端末で受信できる市政情報	
ちからを合わせるしくみ (市民との協働による行政運営) 8 4 ワークショップの活用 9 5 パブリックコメント制度 10 6 行政評価に対する外部(市民) 評価 11 7 地域の人材を活用したサタデースクール 8 アドプト(里親)制度 基準の策定 13 位路 15 公衆トイレ 16 9 ごみ減量と資源化の促進 お客さま主体のしくみ (市民が納得する行政サービス) 17 10 市民満足度調査 18 11 窓口サービスの総合化 19 12 市民部事務所のサービス充実 13 公共サービスの通年利用 図書館夜間開館の通年化(毎日) 21 通年サービスの実施 22 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 15 小・中学校の学校選択制(学区域の自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し	6	2 監査委員監査の充実	
(市民との協働による行政運営) 8 4 ワークショップの活用 9 5 パブリックコメント制度 10 6 行政評価に対する外部(市民) 11 7 地域の人材を活用したサタデースクール 8 アドプト(里親)制度 基準の策定 公園 道路 公衆トイレ 16 9 ごみ減量と資源化の促進 お客さま主体のしくみ(市民が納得する行政サービス) 17 10 市民満足度調査 18 11 窓口サービスの総合化 19 12 市民部事務所のサービス充実 13 公共サービスの通年利用 図書館夜間開館の通年化(毎日) 21 通年サービスの実施 22 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 15 小・中学校の学校選択制(学区域の自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し	7		
9 5 パブリックコメント制度 10 6 行政評価に対する外部(市民) 11 7 地域の人材を活用したサタデースクール 8 アドプト(里親)制度 基準の策定 公園 14 15 公衆トイレ 16 9 ごみ減量と資源化の促進 お客さま主体のしくみ(市民が納得する行政サービス) 17 10 市民満足度調査 18 11 窓口サービスの総合化 19 12 市民部事務所のサービス充実 13 公共サービスの通年利用 図書館夜間開館の通年化(毎日) 20 通年サービスの実施 21 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 15 小・中学校の学校選択制(学区域の自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し			
10 6 行政評価に対する外部(市民) 評価 11 7 地域の人材を活用したサタデースクール 8 アドプト(里親)制度 基準の策定 公園 道路 公衆トイレ 16 9 ごみ減量と資源化の促進 お客さま主体のしくみ(市民が納得する行政サービス) 17 10 市民満足度調査 18 11 窓口サービスの総合化 19 12 市民部事務所のサービス充実 13 公共サービスの通年利用 図書館夜間開館の通年化(毎日) 通年サービスの実施 21 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 15 小・中学校の学校選択制(学区域の自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し	8	4 ワークショップの活用	
10 評価 11 7 地域の人材を活用したサタデースクール 8 アドプト(里親)制度 基準の策定 13 位題 15 公衆トイレ 16 9 ごみ減量と資源化の促進 お客さま主体のしくみ(市民が納得する行政サービス) 17 10 市民満足度調査 18 11 窓口サービスの総合化 19 12 市民部事務所のサービス充実 13 公共サービスの通年利用 図書館夜間開館の通年化(毎日) 21 通年サービスの実施 22 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 15 小・中学校の学校選択制(学区域の自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し	9	5 パブリックコメント制度	
1 スクール 8 アドプト(里親)制度 12 基準の策定 13 道路 公衆トイレ 16 9 ごみ減量と資源化の促進 お客さま主体のしくみ(市民が納得する行政サービス) 17 10 市民満足度調査 18 11 窓口サービスの総合化 19 12 市民部事務所のサービス充実 13 公共サービスの通年利用 図書館夜間開館の通年化(毎日) 21 通年サービスの実施 22 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 15 小・中学校の学校選択制(学区域の自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し	10		
12 基準の策定 13 位 14 道路 15 公衆トイレ 16 9 ごみ減量と資源化の促進 ** *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **	11		
13 公園 道路 公衆トイレ 16 9 ごみ減量と資源化の促進 お客さま主体のしくみ(市民が納得する行政サービス) 17 10 市民満足度調査 18 11 窓口サービスの総合化 19 12 市民部事務所のサービス充実 13 公共サービスの通年利用 20 適年サービスの実施 21 通年サービスの実施 22 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 23 15 小・中学校の学校選択制(学区域の自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し		8 アドプト(里親)制度	
14 道路 15 公衆トイレ 16 9 ごみ減量と資源化の促進 17 10 市民満足度調査 18 11 窓口サービスの総合化 19 12 市民部事務所のサービス充実 13 公共サービスの通年利用 図書館夜間開館の通年化(毎日) 20 通年サービスの実施 21 通年サービスの実施 22 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 23 自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し	12	基準の策定	
15 公衆トイレ 16 9 ごみ減量と資源化の促進 お客さま主体のしくみ(市民が納得する行政サービス) 17 10 市民満足度調査 18 11 窓口サービスの総合化 19 12 市民部事務所のサービス充実 13 公共サービスの通年利用 図書館夜間開館の通年化(毎日) 通年サービスの実施 22 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 15 小・中学校の学校選択制(学区域の自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し	13	公園	
16 9 ごみ減量と資源化の促進 お客さま主体のしくみ (市民が納得する行政サービス) 17 10 市民満足度調査 18 11 窓口サービスの総合化 19 12 市民部事務所のサービス充実 13 公共サービスの通年利用 20 図書館夜間開館の通年化(毎日) 21 通年サービスの実施 22 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 23 15 小・中学校の学校選択制(学区域の自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し	14	道路	
お客さま主体のしくみ (市民が納得する行政サービス) 17 10 市民満足度調査 18 11 窓口サービスの総合化 19 12 市民部事務所のサービス充実 13 公共サービスの通年利用 図書館夜間開館の通年化(毎日) 通年サービスの実施 22 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 23 自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し	15	公衆トイレ	
(市民が納得する行政サービス) 17 10 市民満足度調査 18 11 窓口サービスの総合化 19 12 市民部事務所のサービス充実 13 公共サービスの通年利用 20 図書館夜間開館の通年化(毎日) 21 通年サービスの実施 22 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 23 自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し	16	9 ごみ減量と資源化の促進	
18 11 窓口サービスの総合化 19 12 市民部事務所のサービス充実 13 公共サービスの通年利用 図書館夜間開館の通年化(毎日) 通年サービスの実施 22 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 15 小・中学校の学校選択制(学区域の自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し			
19 12 市民部事務所のサービス充実 13 公共サービスの通年利用 20 図書館夜間開館の通年化(毎日) 21 通年サービスの実施 22 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 23 15 小・中学校の学校選択制(学区域の自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し	17	10 市民満足度調査	
13 公共サービスの通年利用 20 図書館夜間開館の通年化(毎日) 21 通年サービスの実施 22 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 23 自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し	18	11 窓口サービスの総合化	
20 図書館夜間開館の通年化(毎日) 21 通年サービスの実施 22 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 23 15 小・中学校の学校選択制(学区域の自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し	19	12 市民部事務所のサービス充実	
21 通年サービスの実施 22 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 23 15 小・中学校の学校選択制(学区域の自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し		13 公共サービスの通年利用	
22 14 本庁舎閉庁後のサービス充実 23 15 小・中学校の学校選択制(学区域の自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し	20	図書館夜間開館の通年化(毎日)	
23 15 小・中学校の学校選択制(学区域の自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し	21	通年サービスの実施	
23 自由化) 24 16 看護専門学校運営の見直し	22	14 本庁舎閉庁後のサービス充実	
	23		
25 17 学童保育サービスの拡充	24	16 看護専門学校運営の見直し	
	25	17 学童保育サービスの拡充	

	計 画 名	推進 状況
	18 民営化	
26	母子生活支援施設	
27	老人ホーム	
28	保育園	
	じりつしたしくみ(自律都市へ 向けての効率的・効果的な行政運営)	
29	19 財政状況に応じた人件費枠	
	20 雇用ポートフォリオ(割振り)	
30	雇用ポートフォリオ	
31	学校事務職員の嘱託員化	
32	21 エージェンシー的制度	
33	22 事務事業自己検証	
34	23 公共事業評価システム	
35	24 民間委託効果測定	
36	25 財産管理の改善	
	26 既存施設の有効活用	
37	施設活用検討会の設置	
38	高尾山頂無料休憩所	
39	八日町駐車場	
40	殿入小学校	
41	食肉処理場	
42	鹿島小学校、松が谷小学校	
43	市民集会所、地区会館、農村環境改善センター	
44	学校施設の地域開放	
45	27 市税負担の公平性確保のための 体制	
46	28 国民健康保険税負担の公平性 確保のための体制	
47	29 固定資産税の非課税範囲の 適正化	
48	30 職員提案制度の改善	
49	31 職員満足度調査	
50	32 勤勉手当の算定基準改善	
51	33 降任希望制度	
52	34 定年前早期退職制度の充実	
	《推進状況》	

順調に推進している 遅れている

詳細は、「しくみと意識のステップアップ作戦 八王子市行財政改革大綱(平成 14~16 年度) 平成 15 年度推進状況報告書」に掲載しています。

市政資料室、図書館、ホームページで公表しています。

2 行財政改革大綱に掲げていない取組

(1) 組織を横断する課題への対応(プロジェクトチームの設置)

年度別	13 年 度	・「プロジェクトチームの設置基準等に関する規程」 ⁸ の策定 基本構想・基本計画策定に係るプロジェクトチームの設置 獣害対策プロジェクトの設置
取組	15 年 度	総合都市交通体系整備計画策定検討部会の設置 都市政策研究にかかる職員研究プロジェクトチームの設置

8 「プロジェクトチームの設置基準等に関する規程」とは、行政遂行上必要な案件について、 調査研究等を行う機動的な臨時組織の設置基準です。

(2) 入札・契約制度の改正

項目 年度		取 組	透明性	公正性	不正行為 の排除	施工の 適正化	その他
		予定価格事前公表の試行 (3,000万円超の工事)					
	13 年	現場説明会廃止の試行					
	度	指名競争入札前の参加者名掲示の廃 止					
		発注者支援データベースシステムの 導入					
		予定価格事前公表の本格実施 (130万円超の工事)					
		最低制限価格事前公表の試行 (1,000万円以上の工事)					
	14 年	現場説明会廃止の本格実施					
	度	契約約款に不正行為解除及び損害賠 償予定条項新設					
年		「指名競争入札参加者指名基準」の 解釈運用制定					
度別	15	指名停止業者の名称、期間、理由の 公表					
取組		指名等業者選定委員会審議結果の公 表					
		インターネットでの入札結果等の公 表					
		最低制限価格事前公表の本格実施					
		郵便入札の実施					
	年度	工事成績評定取扱要領改正					
		優良工事施工者顕彰制度実施					
		工事成績評定の通知及び優良工事施 工者の公表					
		財務会計システムへの業者一覧の掲 載(企業情報、工事実績情報など)					
		委託、リースの複数年契約の導入					

(3) 外部監査の実施(11年度から導入)

	13 年 度	・監査テーマ 清掃事業における事務の執行等について 市営住宅の建設及び管理に関する事務の執行等について
年度別取組	14 年 度	・監査テーマ 公共用財産及びそれに準ずる借用財産の維持管理等にお ける事務の執行等について 事業資金助成事業及び中小企業金融対策(預託金)にお ける事務の執行等について
	15 年 度	・監査テーマ 委託料に関する財務事務の執行について 市税、保育料、生活保護費返納金の滞納について

(4) 行政評価の実施

	13 年 度	モデル事業による実施 (16施策、18事務事業)
年度別取組	14 年 度	・新たな基本構想・基本計画(八王子ゆめおりプラン)と連携 した行政評価の基盤づくり 施策の体系化 各施策に対し指標とその目標値を設定
	15 年 度	・本格実施(43施策、372事務事業、1,733細事業) ・「行政評価白書」 ⁹ の発行

^{9 「}行政評価白書」とは 15 年度の行政評価の流れや評価の結果などを説明したものです。

(5) バランスシート 10を作成(11年度から)

公会計制度では把握できない資産と負債等の財政状況を総合的に明らかにする。

10 「バランスシート」とは、民間企業などが財政状況を明らかにするために作成する、一定時点に保有する土地や建物などの資産(借方)と長期借入金をはじめとする負債及び資本の状況(貸方)とを総括的に記載した一覧表のことで、貸借対照表ともいいます。過去からの財政運営の結果として蓄積された資産の状態や、その調達財源の状況を表示し、財政の全体像を明らかにするための補完的資料として有効なものであると言われています。(「八王子市財政白書 平成15年度版」より)

(6) 行政コスト計算書 11を作成(13年度から)

当該年度の行政サービスに要した費用(コスト)とその財源を明らかにする。

11 「行政コスト計算書」とは、1年間の行政サービス活動のコストを表したもので、バランスシートと連動させながら行政目的別に正確な行政コストを把握し、今後の行政運営に役立てていこうとするものです。企業会計においてはバランスシートとともに作成される損益計算書にあたります。基本的にはバランスシートに計上されない、その年度限りで消費される費目である人件費、公債費利子分、維持補修費などのほか、他団体への補助金なども含めて分析します。(「八王子市財政白書 平成15年度版」より)

参考資料 データ集

決算額一覧表

1 財政再建推進プランの財政収支(普通会計	と (普诵会計	の財政収支	財政再建推准プラン	1
-----------------------	---------	-------	-----------	---

(単位:千円)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	13~15年度計
再建プランフレーム	164,890,251	153,847,899	157,219,576	159,052,086	470,119,561
うち一般財源額	106,289,889	104,530,459	105,668,157	106,268,657	316,467,273
経常収支比率	95.5%	94.6%	94.5%	94.4%	-

2 決算の財政収支(普通会計)

(単位:千円)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	13~15年度計
歳出総額	159,575,815	150,402,264	153,649,633	148,055,233	452,107,130
うち一般財源充当額	108,199,606	103,693,301	104,476,288	102,038,932	310,208,521
歳入総額	160,614,426	154,781,730	155,697,138	149,412,508	459,891,376
うち一般財源額	109,238,217	108,072,767	106,523,793	103,396,207	317,992,767
経常収支比率	92.0%	89.4%	91.5%	92.6%	-

3 減債基金 (P.4)

(単位:百万円)

区分	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末
決算A	3,190	3,822	6,234	6,236
再建プランB	-	3,700	4,200	4,700
差引A-B	-	122	2,034	1,536

4 給与費(退職手当除く)(P.7)

(単位:百万円)

	``						
区分	12年度決算	13年度決算	14年度決算	15年度決算	13~15年度計		
決算A	29,096	28,207	27,814	26,903	82,924		
再建プラン B	-	28,369	28,136	28,677	85,182		
差引 A - B	-	162	322	1,774	2,258		

5 市債 (P.13)

全会計の市債現在高

(単位:百万円)

区分	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末
決算A	318,365	309,162	301,852	294,169
再建プランB	-	311,200	303,600	296,700
差引A-B	-	2,038	1,748	2,531
**マムシの大はロケラ			,	34 7 7 1 1 1 1

普通会計の市債現在高

(単位:百万円)

区分	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末
決算A	202,031	190,823	181,896	172,876
再建プランB	-	192,500	182,800	174,200
差引 A - B	-	1,677	904	1,324

全会計の公債費 (単位:百万円)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	13~15年度計
決算A	28,830	32,707	29,866	30,540	93,113
再建プランB	-	30,350	30,970	29,890	91,210
差引 A - B	-	2,357	1,104	650	1,903
普通会計の公債費					(単位:百万円)
区分	12年度	13年度	14年度	15年度	13~15年度計
決算A	20,936	23,203	21,678	20,916	65,797
再建プランB	-	22,613	22,686	21,086	66,385
差引 A - B	-	590	1,008	170	588

6 補助金(一般会計)(P.16)

(単位:百万円)

- 110-75 <u>- 175-75</u>	()		(<u>+ </u>		
区分	12年度	13年度	14年度	15年度	13~15年度計
決算A	1	1,831	1,710	1,661	5,202
再建プランB	-	1,900	1,900	1,900	5,700
差引A-B	1	69	190	239	498

7 施設の維持管理費(一般会計)(P.17)

(単位:百万円)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	13~15年度計			
決算A	-	8,454	7,950	7,582	23,986			
再建プランB	-	8,920	9,005	9,076	27,001			
差引 A - B	-	466	1,055	1,494	3,015			

8 投資的経費 (P.20)

(単位:百万円)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	13~15年度計
決算A	23,641	16,384	20,946	14,816	52,146
うち一般財源	5,938	5,643	5,238	4,941	15,822
再建プランB	-	17,765	18,526	18,801	55,092
うち一般財源		4,888	4,591	4,866	14,345
差引 A - B	-	1,381	2,420	3,985	2,946
うち一般財源		755	647	75	1,477

9 国民健康保険事業 (P.22)

繰出金

(単位:百万円)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	13~15年度計
決算A	5,812	5,216	5,400	6,630	17,246
再建プランB	-	5,600	6,300	6,700	18,600
差引A-B	-	384	900	70	1,354
保険税					(単位:百万円)
区分	12年度	13年度	14年度	15年度	13~15年度計
国民健康保険税	9,616	10,717	11,297	11,490	33,504

10 下水道事業 (P.24)

繰出金 (単位:百万円)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	13~15年度計
決算A	4,689	4,295	3,924	4,210	12,429
再建プラン B	-	4,600	4,300	4,700	13,600
差引 A - B	-	305	376	490	1,171
使用料・負担金					(単位:百万円)
区分	12年度	13年度	14年度	15年度	13~15年度計
下水道使用料	5,204	5,481	6,861	6,988	19,330
受益者負担金	590	1,036	1,049	576	2,661
下水道市債			(単位:百万円)	
区分	12年度	13年度	14年度	15年度	
現在高	103,690	106,061	108,115	109,983	
公債費	6,788	7,181	7,492	7,870	

1 1 駐車場事業 (P.26)

繰出金 (単位:百万円)

区分	12年度	13年度	14年度	15年度	13~15年度計
決算A	324	455	557	561	1,573
再建プランB	-	420	540	540	1,500
差引 A - B	-	35	17	21	73
使用料					(単位:百万円)
区分	12年度	13年度	14年度	15年度	13~15年度計
駐車場使用料	436	435	464	417	1,316
駐車場市債			(単位:百万円)	
区分	12年度	13年度	14年度	15年度	
現在高	13,108	12,708	12,150	11,528	
公債費	451	602	751	805	

12.滞納額状況一覧(P.31)

(単位:千円)

							12年度				13年度			
		X	分	`		当 年 未 収	度 分	前年度以前 未 収 分	合 計	収入率	当年度未収分	前年度以前 未 収 分		収入率
市					税	2,101	,516	5,910,016	8,011,532	90.1%	2,029,857	5,538,492	7,568,349	90.8%
	身措	体	障 置	害	者費		644	597	1,241	92.4%	2	802	804	94.4%
	知 措	的	障 置	害	者費	1	,330	3,441	4,771	94.5%	1,365	3,849	5,214	94.0%
	老	人	措	置	費		409	19,469	19,878	63.8%	189	15,732	15,921	67.4%
	保 (育 保	運 育	営 料	費)	33	,033	98,622	131,655	90.2%	35,242	106,986	142,228	91.2%
	学使	童	保 用	育	所料	2	2,347	1,898	4,245	95.1%	3,042	3,437	6,479	92.9%
	道	路	占	用	料		485	701	1,186	99.6%	143	1,037	1,180	99.6%
市税を	市使	営	用	住	宅料	5	,950	24,828	30,778	92.2%	4,812	22,147	26,959	92.9%
除 く	霊手	夷	数	管	理料		126	24	150	99.6%	213	62	275	99.2%
普通会	ご手	み	等 数	処	理料		347	736	1,083	99.9%	271	794	1,065	99.9%
計分	し手	尿	等 数	処	理 料	3	3,046	5,665	8,711	88.6%	2,283	5,017	7,300	89.5%
	雑手	排	水 数	処	理 料		13	22	35	96.9%	15	8	23	97.0%
	生回	活	収	資	金 金	12	,476	58,904	71,380	14.6%	7,542	70,232	77,774	9.3%
	生弁	活	保償	護	費金	24	,795	79,152	103,947	33.4%	16,935	91,287	108,222	37.3%
	学お	童 や	保	育 つ	所 代			923	923	11.9%		352	352	2.5%
	生 返	活	保 還	護	費金	2	2,726	7,311	10,037	35.3%	6,172	6,922	13,094	23.1%
	市普	税 通 <i>会</i>	を言	除 † 分	〈 計	87	,727	302,293	390,020	-	78,226	328,664	406,890	-
民	国 保	民	険	健	康税	1,355	,825	3,271,159	4,626,984	64.90%	1,543,787	3,477,286	5,021,073	65.39%
健康保	保無	険 資 格 ā	給 者 等	付 資 収	金金	10	,259	20,885	31,144	25.6%	10,386	22,000	32,386	31.9%
険税	围	民健	康	保険	計	1,366	,084	3,292,044	4,658,128	-	1,554,173	3,499,286	5,053,459	-
7	介	護	保	険	料	11	,761		11,761	98.4%	42,028	8,260	50,288	97.8%
その他	下	水道	鱼鱼	吏 用	料	44	,652	34,094	78,746	98.4%	45,993	35,264	81,257	98.4%
	下受	益者	水 *	1 担	道金	25	,486	46,932	72,418	88.8%	30,954	56,124	87,078	91.9%
		以 外 保 + 1				1,535	,710	3,675,363	5,211,073	-	1,751,374	3,927,598	5,678,972	-
総		í	合		計	3,637	,226	9,585,379	13,222,605	-	3,781,231	9,466,090	13,247,321	-

12.滞納額状況一

(単位:千円)

						14年度				15年	度		13~15年度計	
		X	分	}		当 年 度未 収 分	前年度以前 未 収 分	合 計	収入率	当 年 度未 収 分	前年度以前 未 収 分	合 計	収入率	合 計
市					税	1,790,207	4,339,835	6,130,042	91.5%	1,511,203	3,663,339	5,174,542	92.8%	18,872,933
	身 措	体	障 置	害	者費	31	563	594	97.1%	0	594	594	0.0%	1,992
	知措	的	障 置	害	者費	927	4,946	5,873	94.0%	0	4,786	4,786	0.0%	15,873
	老	人	措	置	費	156	12,874	13,030	72.9%	395	8,468	8,863	77.9%	37,814
	保 (育 保	運育	営 料	費	18,999	98,493	117,492	92.5%	8,286	75,829	84,115	94.1%	343,835
	学使	童	保用	育	所料	2,905	5,064	7,969	93.7%	2,407	6,248	8,655	93.9%	23,103
	道	路	占	用	料	66	979	1,045	99.6%	0	837	837	99.7%	3,062
市税力	市使	営	用	住	宅料	6,350	20,910	27,260	92.4%	3,766	20,910	24,676	93.3%	78,895
市税を除く	霊手	袁	数	管	理 料	389	115	504	99.0%	543	314	857	98.4%	1,636
普通会計分	ご手	み	等 数	処	理料	237	612	849	99.9%	493	569	1,062	99.9%	2,976
計分	し手	尿	等 数	処	理 料	2,426	4,297	6,723	90.8%	2,199	3,467	5,666	91.9%	19,689
	雑手	排	水 数	処	理 料	0	5	5	99.4%	0	3	3	99.6%	31
	生回	活	収	資	金金	0	75,614	75,614	2.8%	0	70,807	70,807	1.5%	224,195
	生弁	活	保 償	護	世 金	25,843	96,814	122,657	35.2%	23,746	107,974	131,720	19.2%	362,599
	学 お	童 や	保	育 つ	所 代	0	14	14	37.5%	0	0	0	0.0%	366
	生 返	活	保 還	護	費 金	4,652	10,802	15,454	20.9%	7,791	12,412	20,203	13.5%	48,751
	市普	税 通 会	を 会 言	除 計 分	〈 計	62,981	332,102	395,083	-	49,626	313,218	362,844	-	1,164,817
	国保	民	険	健	康 税	1,583,495	3,743,623	5,327,118	65.43%	1,536,414	4,029,682	5,566,096	65.03%	15,914,287
民健康保	保無	険 資 格 [:]	給 者 等	付 資徴り	金 又 金	9,832	25,618	35,450	25.9%	9,777	26,597	36,374	30.7%	104,210
険 税		民 健	康	保険	信	1,593,327	3,769,241	5,362,568	-	1,546,191	4,056,279	5,602,470	-	16,018,497
7	介	頀	保	険	料	64,427	35,657	100,084	96.7%	77,965	59,518	137,483	95.80%	287,855
そ の 他	下	水道		吏 用	料	61,438	36,115	97,553	98.5%	61,828	43,547	105,375	98.4%	284,185
	下 受	益者				32,701	68,425	101,126	90.7%	29,805	74,753	104,558	83.0%	292,762
市 +	税国	以 外 保 + :	普介語	通 会	計下水	1,814,874	4,241,540	6,056,414	-	1,765,415	4,547,315	6,312,730	-	18,048,116
総	_	í	合		計	3,605,081	8,581,375	12,186,456	-	3,276,618	8,210,654	11,487,272	-	36,921,049

発 行 日 / 平成 1 6 年 1 0 月 編集・発行 / 八王子市行政経営部行革推進課

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

電 話/0426-20-7423(直通)

FAX/0426-27-5939

E-mail / gyoseikeiei@city.hachioji.tokyo.jp